

令和6年度柴田町議会1月会議会議録(第1号)

出席議員(15名)

1番	石森靖明	君	2番	伊東潤	君
3番	吉田清	君	4番	小田部峰之	君
5番	森裕樹	君	6番	加藤滋	君
8番	佐久間光洋	君	9番	平間幸弘	君
10番	桜場政行	君	11番	吉田和夫	君
14番	佐々木裕子	君	15番	広沢真	君
16番	白内恵美子	君	17番	平間奈緒美	君
18番	高橋たい子	君			

欠席議員(3名)

7番	安藤義憲	君	12番	秋本好則	君
13番	大坂三男	君			

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口茂	君
副町長	水戸英義	君
会計管理者兼 会計課長	一条敏貴	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤栄一	君
まちづくり政策課長	沖館淳一	君
財政課長	藤原輝美幸	君
税務課長	遠藤稔	君
健康推進課長	佐藤正人	君
福祉課長	三浦英明	君
子ども家庭課長	真嶋朱美	君

農政課長 併
農業委員会事務局長 熊谷英樹 君

都市建設課長 佐藤康弘 君

上下水道課長 平間一行 君

危機管理監 太田健博 君

教育委員会部局

教育総務課長 小林威仁 君

事務局職員出席者

議会事務局長 大山 薫

次 長 高木信孝

主 幹 今野裕介

主 事 佐藤麻美

議事日程 (第1号)

令和7年1月20日(月曜日) 午後2時30分 再会

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 開催期間の決定

第 3 議案第40号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第 4 議案第41号 令和6年度柴田町一般会計補正予算

第 5 議案第42号 令和6年度柴田町水道事業会計補正予算

第 6 議案第43号 令和6年度柴田町下水道事業会計補正予算

第 7 議案第 1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後2時30分 再会

○議長（高橋たい子君） ご苦労さまです。

ただいまの出席議員数は15名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

これより令和6年度柴田町議会1月会議を開きます。

直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告が7番安藤義憲君、12番秋本好則君、13番大坂三男君からありました。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めています。また、執行部への出席要求は、議会基本条例第5条第2項の規定により、必要最小限にとどめておりますことをご承知ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において2番伊東潤君、3番吉田清君を指名いたします。

日程第2 開催期間の決定

○議長（高橋たい子君） 日程第2、開催期間の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。1月会議の開催期間については、議会運営委員会の協議の結果、本日1日と意見が一致いたしました。よって、1月会議の開催期間は本日1日とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。よって、開催期間は本日1日と決しました。

また、1月会議中、報道関係等の取材を許可しておりますので、ご了承願います。

日程第3 議案第40号 柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第3、議案第40号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました議案第40号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

今回の条例改正は、令和6年8月に出された国の人事院勧告を踏まえ、職員及び任期付職員の月例給及び期末・勤勉手当の引上げ等を行い、また、令和7年1月8日に開催した柴田町特別職給料等審議会からの意見を踏まえ、町長、副町長、教育長の給料月額を引き上げるものです。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） それでは、柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

3ページをお開きください。

令和6年人事院勧告において、民間の賃金引上げの動向を反映し、官民格差是正のため、公務員の給料表及びボーナスの支給割合を引き上げる勧告が行われ、令和6年12月25日に一般職員の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、同日から施行されたことに伴い、柴田町においても同様の改正を行うものでございます。

第1条と第2条は、柴田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例になります。期末・勤勉手当の支給割合の改正と、令和6年4月1日に遡及して適用する給料表の改正です。

第1条は、引用している地方公務員法第24条第6項について、第6項の規定が第5項へと改正されていることから、改正前の「第24条第6項」を改正後は「第24条第5項」に改正するものです。

第18条第2項の一般職員の期末手当の支給割合について、改正前は、期末手当基礎額、これは給料月額、扶養手当、地域手当の合計に役職加算の割合を乗じて得た額でございます、この期末手当基礎額の「100分の122.5」としていたものを、改正後は12月支給分を「100分の127.5」とし、期末手当等の年間支給割合を2.45月から2.50月へ0.05月引き上げるものでございます。

4ページです。

第18条第3項の定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給割合については、改正前は期

末手当基礎額の「100分の68.75」としていたものを、改正後は12月支給分を「100分の71.25」とし、期末手当の年間支給割合を1.375月から1.4月へ0.025月引き上げるものでございます。

第19条第2項第1号の一般職員の勤勉手当の支給割合につきまして、改正前は、勤勉手当基礎額、これは給料月額、地域手当の合計額に役職加算の割合を乗じて得た額です、勤勉手当基礎額の「100分の102.5」としていたものを、改正後は12月支給分を「100分の107.5」とし、勤勉手当の年間支給割合を2.05月から2.10月へ0.05月引き上げるものです。

第2号の定年前提任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給割合については、改正前は勤勉手当基礎額の「100分の48.75」としていたものを、改正後は12月支給分を「100分の51.25」とし、勤勉手当の年間支給割合を0.975月から1.00月へ0.025月引き上げるものです。

8ページをお開きください。

給料表の改正につきましては、別表第1の箇所となります。別記1が改正後、別記2が改正前の行政職給料表になります。ゴシック体でアンダーライン部分が改正箇所となります。

初任給をはじめ、若年層中心に全ての号俸で引上げ改定となり、柴田町職員の給与について、令和6年4月1日現在では3,300円から2万6,100円の引上げ幅となります。平均改定率は5.08%の増となります。月例給で平均1万1,794円の引上げとなります。

5ページをお開きください。

条例第2条については、令和7年度以降の期末・勤勉手当の支給割合の改正です。

第18条第2項の一般職員の期末手当の支給割合について、改正前は6月支給分を「100分の122.5」、12月支給分を「100分の127.5」としていたものを、改正後は「100分の125」と改定し、第3項の定年前提任用短時間勤務職員の支給割合については、改正前は6月支給分を「100分の68.75」、12月支給分を「100分の71.25」としていたものを、改正後は「100分の70」と改正するものです。なお、年間の支給割合は、改正前、改正後で変更はございません。

5ページから6ページになります。

第19条第2項第1号の一般職員の勤勉手当の支給割合について、改正前は6月支給分を「100分の102.5」、12月支給分を「100分の107.5」としていたものを、改正後は「100分の105」と改定し、第2号の定年前提任用短時間勤務職員の支給割合については、改正前は6月支給分を「100分の48.75」、12月支給分を「100分の51.25」としていたものを、改正後は「100分の50」と改定するものです。こちらも年間の支給割合は、改正前、改正後で変更はございません。

6ページ中央部をご覧ください。

続いて、第3条、柴田町一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例になります。

一般職員の給料表の引上げ改定と同様に、第7条の給与に関する特例として、高度の専門的知識等を有する弁護士、大学教授、医師、歯科医師、薬剤師等で任期を定めて採用される特定任期付職員の月額給料についても引上げの改正を行うものです。柴田町におきましては、該当する職員はおりません。

6ページから7ページになります。

第4条と第5条、柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例になります。

一般職の国家公務員の給与改定に準じ、特別職の国家公務員の期末手当及び給与が改定されることが決定されており、柴田町においても、それに準じて町長、副町長、教育長の期末手当の支給率、給与について引き上げる改正を行うものです。

第4条の柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例では、期末手当支給割合について、改正前は期末手当の支給割合を「100分の170」としていたものを、改正後は「100分の175」とし、年間支給割合を3.40月から3.45月へ0.05月引き上げるものです。

第5条の柴田町長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例は、令和7年度以降の期末手当の支給割合と給料月額を改正です。第4条で期末手当の支給割合を、改正前は6月支給分を「100分の170」、12月支給分を「100分の175」としていたものを、改正後は「100分の172.5」と改正するものです。なお、年間支給割合は、改正前、改正後で変更はございません。

別表第1の特別職の給料月額については、人事院勧告の給料引上げの趣旨を踏まえ、国家公務員の特別職の給料も引き上げること、令和7年1月8日に開催された柴田町特別職給料等審議会におきましても、審議した結果、給料の引上げについて妥当であるとの判断が答申されましたことから、これらを踏まえ、特別職の給料の引上げについて改正を行うものです。

7ページ下段になります。

第6条柴田町少人数学級編制の実施に係る任期付教職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例になります。

14ページお開きください。

別記3が改正後、15ページ、別記4が改正前の給料表になります。

宮城県人事委員会勧告による給与改定によるもので、柴田町では、宮城県の小中学校職員等の給料に準ずる設定を行っているため、改正を行うものでございます。

16ページです。

附則になります。

第1項、第2項は、施行期日になります。

第2条及び第5条の規定は令和7年4月1日から施行し、第1条、第3条、第4条及び第6条の規定は令和6年4月1日からの適用となります。

第3項については、改正前の給与条例により支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払いとするものです。改正後の給与条例で支払う場合に、既に支払った分は内払いとし、増額になった差額だけを後日支給するための規定でございます。

以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（高橋たい子君） **これより質疑に入ります。質疑ありませんか。1番石森靖明君。**

○1番（石森靖明君） 1番石森です。

行政職の給料についてお伺いしたいと思いますけれども、上げ幅については説明の中でありましたが、具体的に高校卒業時採用ときにおける給料、それから大学、4年制大学卒業時における給料、現行の給料とどのくらいの差があるのかどうか、金額をお示しいただければと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 高校卒業程度それから大学卒業程度の初任給の差ということでございます。

まず、高校卒業程度、初級職ということになりますが、改正前は16万6,600円から改正後は18万8,000円ということで、2万1,400円のアップということになります。

それからあと、大学卒業、上級職ということに考えてみますと、改正前が19万6,200円、改正後が22万円ということで、こちらは2万4,400円のアップという予定でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質疑ありますか。（「ありません」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） ほかに質疑ないようですので、**これをもって質疑を終結いたします。**

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議案第40号柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の採決を行います。

す。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第41号 令和6年度柴田町一般会計補正予算

日程第5 議案第42号 令和6年度柴田町水道事業会計補正予算

日程第6 議案第43号 令和6年度柴田町下水道事業会計補正予算

○議長（高橋たい子君） 日程第4、議案第41号令和6年度柴田町一般会計補正予算、日程第5、議案第42号令和6年度柴田町水道事業会計補正予算、日程第6、議案第43号令和6年度柴田町下水道事業会計補正予算、以上3件を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） ただいま一括議題となりました議案第41号令和6年度柴田町一般会計補正予算から、議案第43号令和6年度柴田町下水道事業会計補正予算までについての提案理由を申し上げます。

議案第41号につきましては、歳入では、国県支出金、繰入金などの補正を行い、歳出では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業及び人事院勧告に伴う職員や会計年度任用職員の給料などに要する経費を計上し、あわせて地方債の変更を行うものです。

歳入歳出それぞれ5億826万2,000円を増額し、補正後の予算総額は155億1,287万6,000円となります。

議案第42号につきましては、人事院の給与勧告に伴う人件費の補正で、収益的収入支出及び資本的収入支出のいずれも収入補正はなく、支出のみが増額となります。

収益的支出は69万円を増額し、補正後の予算総額は11億46万5,000円となります。

資本的支出は14万9,000円を増額し、補正後の予算総額は5億6,550万4,000円となります。

議案第43号につきましても、人事院の給与勧告に伴う人件費の補正で、収益的収入支出及び資本的収入支出のいずれも収入補正はなく、支出のみが増額となります。

収益的支出は78万2,000円を増額し、補正後の予算総額は12億5,689万6,000円となります。

資本的支出は37万8,000円を増額し、補正後の予算総額は13億7,430万5,000円となります。

詳細につきましては担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますようお願い

願いたします。

○議長（高橋たい子君） 補足説明を求めます。初めに、議案第41号について、財政課長。

○財政課長（藤原輝美幸君） それでは、補足説明をいたします。

議案書17ページをお開きください。

議案第41号令和6年度柴田町一般会計補正予算です。

町長が申しあげました提案理由のとおり、歳入歳出予算の増額補正を行うとともに、地方債の変更を行うものです。

21ページをお開きください。

第2表地方債の補正です。

変更2件です。

ほ場整備事業負担金及び都市構造再編集中支援事業費については、国の令和6年度補正予算が成立したことに伴い、本町の県営事業負担金や事業費が増額となることから、その財源である地方債の発行額をそれぞれ増額するものです。

23ページをお開きください。

歳入です。

12款1項1目地方交付税1億8,047万6,000円の増は、国の令和6年度補正予算において、今年度の地方自治体への普通交付税に加算して交付されることとなったものです。

次の16款1項1目民生費国庫負担金4,352万円の増は、児童手当制度の改正により国の負担割合が増加したことによるものです。

同じく16款2項1目総務費国庫補助金2億5,269万3,000円の増は、物価高騰の影響を受けた生活者等を引き続き支援するための物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の増によるもので、本町への交付限度額を計上したものです。

その下、5目土木費国庫補助金1,567万3,000円の増は、都市構造再編集中支援事業費補助金の増によるものです。

次の17款1項1目民生費県負担金966万3,000円の減は、児童手当制度の改正により、県の負担割合が減少したことによるものです。

次の24ページをお開きください。

19款1項2目ふるさと応援寄附金1,200万円の増は、町外企業3社からの企業版ふるさと柴田応援寄附金の申出があったものです。この1,200万円の用途については、現計予算の財源としてふるさと柴田応援基金繰入金を計上しておりますので、これと財源を移し替えるもので

す。

次の20款1項2目基金繰入金1,725万7,000円を減額補正します。財政調整基金には525万7,000円を、ふるさと柴田応援基金には1,200万円をそれぞれ繰戻しするものです。これにより、財政調整基金の残高は約12億3,300万円となります。

次の22款4項2目雑入2,598万円の減は、昨年12月25日の議員全員協議会におきまして情報提供しましたとおり、給食費の一部を減免するものです。

続いて歳出です。

主なものについて説明いたします。

25ページをお開きください。

2款1項2目企画管理費5,149万6,000円の増ですが、次のページ、26ページをお開きください、表の右上の説明欄に、阿武隈急行線運行継続支援事業補助として4,730万5,000円を計上しているためです。

次に、6目基金管理費5,328万2,000円の増についてです。今回、歳入で普通交付税が約1億8,000万円追加交付されます。そのうち5,328万2,000円については臨時財政対策債償還基金費として算定されていることから、町債等管理基金へ積み立てるものです。これにより、町債等管理基金の残高は約4億5,100万円となります。来年度以降の臨時財政対策債の償還財源とします。

次に、12目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業費です。

表の右側、説明欄の事業内訳をご覧ください。

9つの事業について記載してございます。それぞれの事業費は12月25日の議員全員協議会にて情報提供したとおりですので、説明は省略させていただきます。

30ページをお開きください。

3款2項2目児童措置費2,419万5,000円の増は、児童手当制度の改正により、対象となる児童数が見込みよりも多かったことから増額するものです。

32ページをお開きください。

6款1項9目ほ場整備事業費4,087万7,000円の増は、説明欄に記載の5つの地区における県営事業負担金の増加によるものです。

33ページをお開きください。

一番下の表です。

8款4項5目都市再生整備事業費3,200万円の増は、国の補正予算の成立に伴い、都市構造

再編集中支援事業費補助金が令和6年分として前倒しで交付されることとなったため、14節のみんなの広場整備工事に要する費用について補正計上するものです。

36ページをお開きください。

10款5項3目学校給食センター費の財源内訳についてですが、国庫支出金4,147万8,000円の増については、議員全員協議会で情報提供しました地方創生臨時交付金を充当します。その他特定財源2,598万円の減については、歳入で説明しました給食費の減免によるものです。

歳出の主な事業の説明は以上ですが、各科目における人件費の増額補正については、今回の柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例などの施行に伴うものです。増額補正の主な内訳は、一般職について、報酬が3,610万円、給料が3,739万9,000円、職員手当が1,377万5,000円の増となっております。詳しくは、37ページ以降の給与費明細書をご参照願います。

なお、地方債に関する調書については、今回、地方債の補正がありましたので、補正前・補正後の比較となります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） 次に、議案第42号及び議案第43号について、上下水道課長。

○上下水道課長（平間一行君） それでは、詳細説明を申し上げます。

議案書43ページをお開きください。

議案第42号令和6年度柴田町水道事業会計補正予算です。

町長が申しあげました提案理由のとおり、支出予算の増額補正を行うものです。

各科目における増額補正の要因は、今回の柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴うものです。

53ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

支出の1款1項1目原水及び浄水費、4目総係費において、給料、手当、法定福利費、人件費合わせて69万円を増額補正するものです。

次に、54ページをお開きください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

支出の1款1項2目水道工事費において、給料、手当、法定福利費の人件費14万9,000円を増額補正するものです。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

引き続き、詳細説明を申し上げます。

議案書55ページをお開きください。

議案第43号令和6年度柴田町下水道事業会計補正予算です。

町長が申しあげました提案理由のとおり、支出予算の増額補正を行うものです。

各科目における増額補正の要因は、今回の柴田町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴うものです。

66ページをお開きください。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

支出の1款1項2目総係費において、給料、手当、法定福利費の人件費78万2,000円を増額補正するものです。

次に、67ページをお開きください。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書になります。

支出の1款1項1目建設改良費において、給料、手当、法定福利費の人件費37万8,000円を増額補正するものです。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑は一括といたします。質疑に当たっては、議案番号及び議案名並びにページ数を示して行ってください。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論に当たっては、議案番号及び議案名を示して行ってください。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。（「次に移る前によろしいでしょうか。答弁訂正です」「いや、もう討論入っちゃって終わっている」の声あり）

暫時休憩いたします。

午後3時03分 休 憩

午後3時04分 再 開

○議長（高橋たい子君） これより議案第41号令和6年度柴田町一般会計補正予算の採決を行い

ます。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号令和6年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号令和6年度柴田町下水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議発第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（高橋たい子君） 日程第7、議発第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。1番石森靖明君の登壇を許します。

〔1番 石森靖明君 登壇〕

○1番（石森靖明君） 1番石森靖明です。

ただいま議題となりました議発第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての趣旨説明を申し上げます。

今回の改正は、国の令和6年人事院勧告及び宮城県人事委員会勧告を踏まえ、柴田町長等と同様に、議員報酬については、議長及び副議長は5,000円、議員は4,000円、それぞれ月額報酬を増額し、議会議員の期末手当の支給率については、年間で0.05月引き上げるものです。

なお、施行期日は、第1条の規定は公布の日からとし、第2条の規定は令和7年4月1日からといたします。

また、第1条の規定による改正後の議員報酬等条例の規定は、令和6年4月1日から適用することといたします。

以上、同僚議員のご賛同をお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 討論なしと認めます。

これより議発第1号議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

1月会議に付された事件は全て終了いたしました。

先ほど、議案40号の石森議員の質疑に対する答弁の訂正の申出がございましたので、これを許します。総務課長。

○総務課長（加藤栄一君） 大変申し訳ございません。先ほど石森議員からのお尋ねで、高卒程度、大卒程度の初任給の差がどれくらいあったのかというご質問を頂戴しました。その際に、大卒程度、上級職の上昇幅について誤りがありましたので、訂正を申し上げます。

改正前、改正後の金額は誤りありません。19万6,200円が22万2,000円になりましたと。その差額は、先ほど24万4,000円と申し上げましたが、2万4,400円ということで申し上げましたが、2万3,800円の誤りでございました。訂正しておわびを申し上げます。

○議長（高橋たい子君） 総務課長、もう一度ご答弁願います。

○総務課長（加藤栄一君） 大卒上級職の初任給ということで、差額が2万3,800円が正しいということでございます。

○議長（高橋たい子君） その前に、25号ですか、これ。（「1級25号」の声あり）1級の25号の金額を……

○総務課長（加藤栄一君） が、19万6,200円。改正前でございます。

○議長（高橋たい子君） 改正後。

○総務課長（加藤栄一君） 改正後が22万円です。

○議長（高橋たい子君） ですよ。

○総務課長（加藤栄一君） これは条例案のとおりでございます。

○議長（高橋たい子君） はい。先ほど22万2,000円と言ったような。はい、分かりました。

石森議員、よろしいですか。（「はい、分かりました」の声あり）

これで本日の会議を閉じます。

これをもって令和6年度柴田町議会1月会議を閉じます。

ご苦労さまでした。

午後3時11分 休 会

上記会議の経過は、事務局長大山 薫が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年1月20日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 2番 伊 東 潤

署名議員 3番 吉 田 清